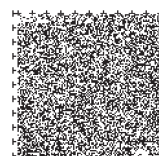
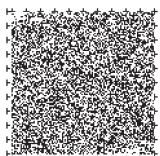


V.子ども・子育て支援事業計画

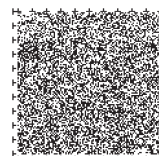
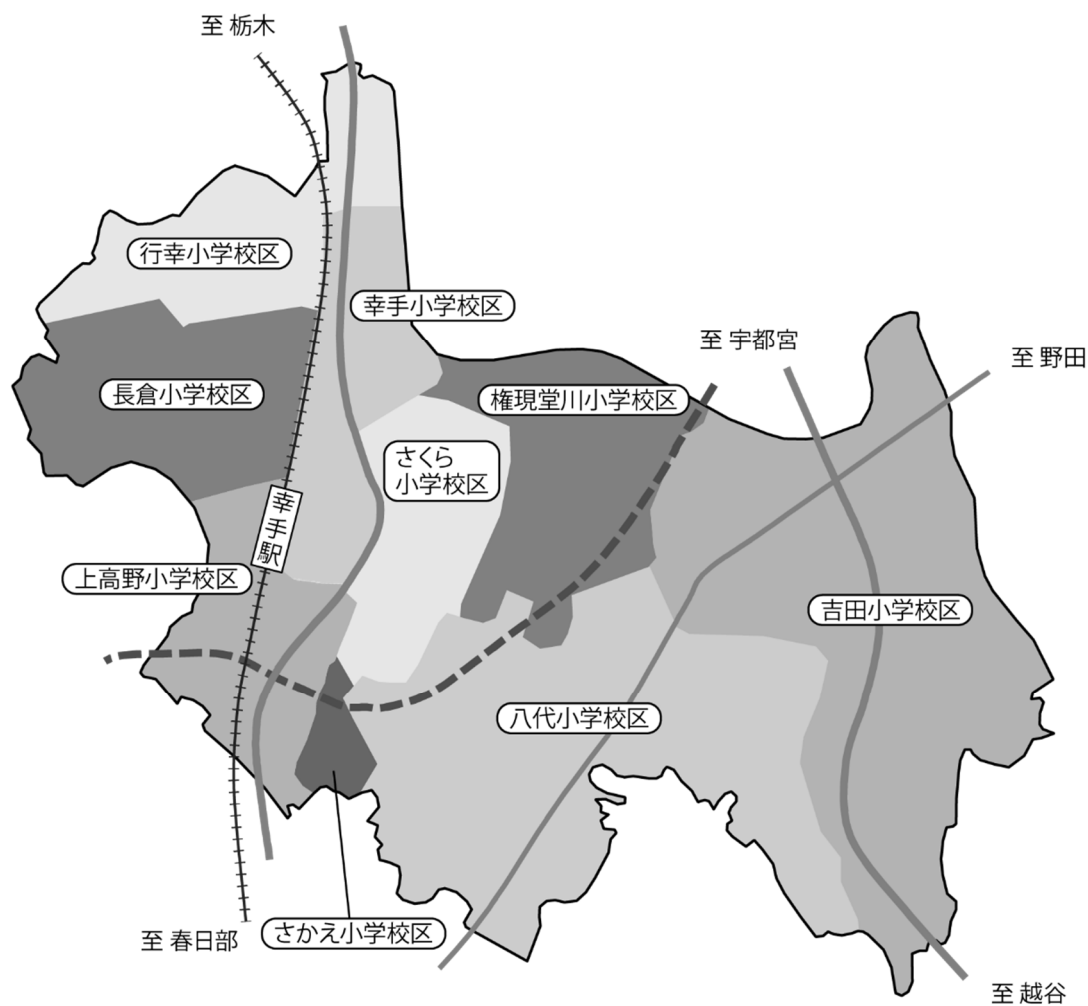






1. 教育・保育提供区域の設定

本市では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。





2. 幼児期の学校教育・保育

認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、利用者の「認定区分」に応じて利用可能な幼児期の学校教育・保育施設が区分されます。

本計画では、以下の「認定区分」ごとに幼児期の学校教育・保育の確保提供量を計画します。

幼児期の学校教育・保育に関する認定区分

算出区分	区分の概要	該当する施設・事業
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない、満3歳以上就学前の子ども 教育標準時間：4時間	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける、満3歳以上就学前の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける、満3歳未満の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

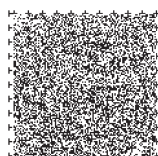
各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）

アンケート調査による認定こども園や保育所の現在の利用状況、今後の利用希望、母親の就労希望、計画期間の児童人口推計に基づき、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを推計しました。以下の認定区分ごとの量の見込みを計画期間の目標事業量とします。

幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み

単位：人

認定区分	対象年齢	量の見込み				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	3－5歳児	603	603	588	588	588
2号認定	3－5歳児	226	225	218	218	218
3号認定	0歳児	39	40	40	42	42
	1歳児	84	83	82	83	83
	2歳児	81	82	83	80	80





(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）

保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子どもが対象です。

幼稚園の見込み量と確保提供量

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	603	603	588	588	588
②確保提供量	889	889	889	889	889
差異（②-①）	286	286	301	301	301

(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）

保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子どもが対象です。

認可保育所等の見込み量と確保提供量（2号認定）

単位：人

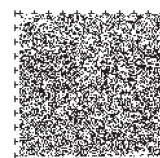
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	226	225	218	218	218
②確保提供量	278	278	278	278	278
保育所	239	239	239	239	239
認定こども園	39	39	39	39	39
差異（②-①）	52	53	60	60	60

保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子どもが対象です。

認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：0歳）

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	39	40	40	42	42
②確保提供量	42	42	42	42	42
保育所	36	36	36	36	36
認定こども園	-	-	-	-	-
地域型保育事業	6	6	6	6	6
差異（②-①）	3	2	2	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：1歳）

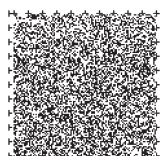
単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	84	83	82	83	83
②確保提供量	82	82	82	82	82
保育所	68	68	68	68	68
認定こども園	8	8	8	8	8
地域型保育事業	6	6	6	6	6
差異（②-①）	△2	△1	0	△1	△1

認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：2歳）

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	81	82	83	80	80
②確保提供量	138	138	138	138	138
保育所	78	78	78	78	78
認定こども園	12	12	12	12	12
小規模保育施設	6	6	6	6	6
地域型保育事業	42	42	42	42	42
差異（②-①）	57	56	55	58	58



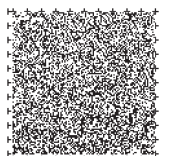


3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法の規定により市町村が実施する以下の19事業を指します。

地域子ども・子育て支援事業の一覧

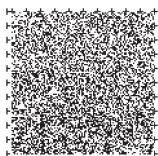
事業名	事業の概要	掲載頁
1 利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	85. 86
2 延長保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間で、保育所、認定こども園等において、引き続き保育を実施する事業	87
3 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の労働等による留守家庭の小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館、公民館等で適切な遊び及び生活の場を与えることで、健全な育成を図る事業	88
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育を行う事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業）	89
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業	90
6 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況や生活環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する不安や悩みの相談、情報提供を行う事業	91
7 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業	92
8 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	93
9 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	94. 95
10 病児保育事業	家庭での保育が困難な病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業	96
11 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	97



V.子ども・子育て支援事業計画



事業名	事業の概要	掲載頁
12 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	98
13 産後ケア事業	産後に必要な休養を取りながら、安心して育児ができるよう、医療機関や自宅等で専門職のサポートを受けられる事業	99
14 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る費用を助成する事業	100
15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	100
16 乳児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育所を利用できる事業	101
17 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	102
18 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	102
19 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業	102





(1) - 1 利用者支援事業（基本型）

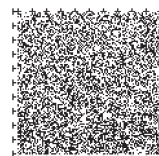
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	利用者支援事業（基本型）
事業概要	地域子育て支援拠点等において、子育て家庭等から相談を受け、個別のニーズ等を把握し、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用について、助言や支援を行います。 地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、必要な社会資源の開発等を行います。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～未就学児
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

利用者支援事業（基本型）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保提供量（か所）	1	1	1	1	1



V.子ども・子育て支援事業計画



(1)-2 利用者支援事業（こども家庭センター型）

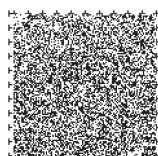
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	こども家庭センター運営事業
事業概要	子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、児童及び妊産婦等に対して必要な実情の把握や情報の提供、相談対応、母子保健事業の実施等、包括的な支援を実施します。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保提供量（か所）	1	1	1	1	1





(2) 延長保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	延長保育事業
事業概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を超えて保育を行います。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

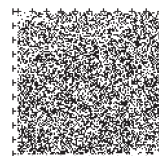
延長保育事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数（人）	168	148	142	95	131

③量の見込みと確保提供量

延長保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	581	581	581	581	581
②確保提供量（人）	581	581	581	581	581
（か所）	5	5	5	5	5
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	放課後児童健全育成事業
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	小学生
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

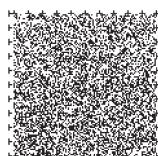
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数合計（人）	376	385	404	412	404
低学年（人）	240	261	289	286	253
高学年（人）	136	124	115	126	151

③量の見込みと確保提供量

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	525	525	405	405	405
②確保提供量（人）	525	525	405	405	405
（か所）	12	12	9	9	9
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(4) 子育て短期支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子どものショートステイ事業
事業概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

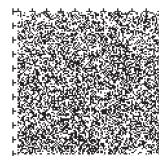
子育て短期支援事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	7	0	0	0	0

③量の見込みと確保提供量

子育て短期支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	5	5	5	5	5
②確保提供量（延べ人数）	35	35	35	35	35
（か所）	2	2	2	2	2
差異（②-①）	30	30	30	30	30



V.子ども・子育て支援事業計画



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師等が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

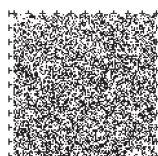
乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
対象人数（人）	189	183	183	179	180

③量の見込みと確保提供量

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	180	180	178	178	176
②確保提供量（人）	180	180	178	178	176
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(6) 妊婦等包括相談支援事業

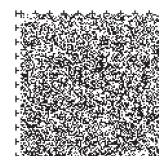
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦等包括相談支援事業
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
推計方法	乳児家庭全戸訪問事業の数値を基に算出しました。
対象者	妊婦
推計単位	相談人数（人）

②量の見込みと確保提供量

妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	540	540	534	534	528
②確保提供量（人）	540	540	534	534	528
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(7) 養育支援訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	養育支援訪問事業
事業概要	養育が特に必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な事業を行うほか、「要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関と連携強化、児童の虐待予防と早期発見・早期対応を図る事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	養育支援訪問実件数（件）・要保護児童家庭訪問実件数（件）

②事業実績の推移

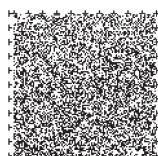
養育支援訪問事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養育支援訪問 実件数（件）	19	40	29	24	50
要保護児童家庭訪問 実件数（件）	23	36	39	43	31
合計（件）	42	76	68	67	81

③量の見込みと確保提供量

養育支援訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（件）	95	95	95	95	95
②確保提供量（件）	95	95	95	95	95
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(8) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	未就園児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

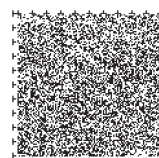
地域子育て支援拠点事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	3,717	6,781	10,049	13,160	12,000

③量の見込みと確保提供量

地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②確保提供量（延べ人数）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
（か所）	3	3	3	3	3
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(9) - 1 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
事業概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なります。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育） 実績の推移

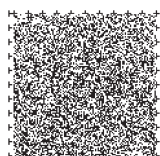
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	39,606	38,299	35,163	31,701	31,468

③量の見込みと確保提供量

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	8,930	8,930	8,930	8,930	8,930
②確保提供量（延べ人数）	8,930	8,930	8,930	8,930	8,930
（か所）	1	1	1	1	1
差異（②-①）	0	0	0	0	0

※本事業における量の見込みと確保提供量については、「一時預かり（幼稚園型）」を記載しております。





(9) - 2 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園の預かり保育以外）
事業概要	日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

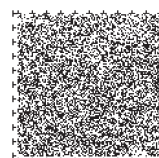
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	737	1,039	1,306	1,861	1,646

③量の見込みと確保提供量

一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
②確保提供量（延べ人数）	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
（か所）	5	5	5	5	5
差異（②-①）	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765



V.子ども・子育て支援事業計画



(10) 病児保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	病児保育事業
事業概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

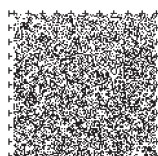
病児保育事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	2	39	85	134	104

③量の見込みと確保提供量

病児保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	160	155	151	148	145
②確保提供量（延べ人数）	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
差異（②-①）	1,577	1,582	1,586	1,589	1,592





(11) 子育て援助活動支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

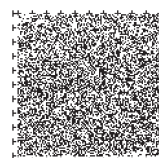
子育て援助活動支援事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	1,398	1,412	1,613	1,186	1,200

③量の見込みと確保提供量

子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	1,200	1,225	1,250	1,275	1,300
②確保提供量（延べ人数）	1,200	1,225	1,250	1,275	1,300
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(12) 妊婦健康診査

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦一般健康診査
事業概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	妊婦
推計単位	健診延べ回数

②事業実績の推移

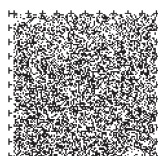
妊婦健康診査 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
健診延べ回数（回）	2,426	2,416	2,202	2,156	2,000

③量の見込みと確保提供量

妊婦健康診査の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ回数）	2,520	2,520	2,492	2,492	2,464
②確保提供量（延べ回数）	2,520	2,520	2,492	2,492	2,464
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(13) 産後ケア事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	産後ケア事業
事業概要	産後体調不良や育児不安等のある母子に、医療機関等への日帰り又は宿泊や利用者の自宅において、助産師等看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、保健指導や育児指導、家事援助による支援を受けられる事業です。
推計方法	過去の数値を基に算出しました。
対象者	母親及び乳児
推計単位	利用人日

②事業実績の推移

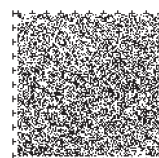
産後ケア事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ショートステイ型（人日）	0	0	4	0	3
デイサービス型（人日）	0	0	1	0	3
訪問型（人日）	48	25	12	20	32
合計（人日）	48	25	17	20	38

③量の見込みと確保提供量

産後ケア事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）	42	44	46	48	48
②確保提供量（人日）	42	44	46	48	48
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
事業概要	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用の助成を行います。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象者	満3歳～未就学児
推計単位	年間の助成延べ人数

②事業実績の推移

実費徴収に係る補足給付事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の助成延べ人数	424	553	557	629	616

③量の見込みと確保提供量

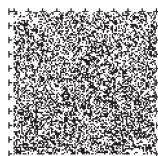
実費徴収に係る補足給付の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	483	483	483	483	483
②確保提供量（延べ人数）	483	483	483	483	483
差異（②-①）	0	0	0	0	0

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	多様な主体の参入促進事業
事業概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置します。 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援（私学助成対象外の施設）をします。





(16) 乳児等通園支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児等通園支援事業
事業概要	保育所などの施設において、満3歳未満の児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 ※令和8年度より事業化
推計方法	当該年齢で、いずれかの保育サービスを利用しない人の人数をもとに算出しました。
対象年齢	0歳～満3歳未満
推計単位	利用人月

②量の見込みと確保提供量

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 0歳児

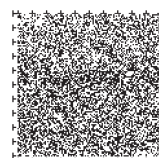
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人/月）	—	12	12	18	18
②確保提供量（人/月）	—	12	12	20	20
差異（②-①）	—	0	0	2	2

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人/月）	—	18	18	27	28
②確保提供量（人/月）	—	18	18	30	30
差異（②-①）	—	0	0	3	2

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人/月）	—	18	18	27	28
②確保提供量（人/月）	—	18	18	30	30
差異（②-①）	—	0	0	3	2



V.子ども・子育て支援事業計画



(17) 子育て世帯訪問支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業概要	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、相談対応や家事・育児等の支援を行う事業です。
対象者	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
事業の方向性	今後実施を検討します。

(18) 児童育成支援拠点事業

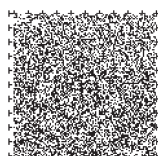
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	児童育成支援拠点事業
事業概要	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。
対象者	養育環境等に課題を抱える児童や家庭等
事業の方向性	今後実施を検討します。

(19) 親子関係形成支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	親子関係形成支援事業
事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、必要な支援を行う事業です。
対象者	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
事業の方向性	今後実施を検討します。





4. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれるため、現在すでに日本語を話せない方向けに翻訳機を保育園等で活用していますが、引き続きＩＣＴ機器を活用した支援を充実します。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、以下の取組を行います。

①幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教諭との連携をより充実します。

②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。

③第三者評価の受審による運営改善

保育所・認定こども園に対しては、埼玉県福祉サービス第三者評価の積極的な受審を促進します。また、幼稚園については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」のさらなる周知を図ります。

④適切な監査等の実施

法令に基づき実施する監査については、埼玉県と連携を図りながら、教育・保育の質の向上をより図ることが出来るよう、引き続き適切な監査等を行います。

